

医療法人協和病院

指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人協和病院が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 指定訪問リハビリテーションは、利用者が要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- (2) 提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。

2 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 協和病院 訪問リハビリテーション
- 2 所在地 福岡県小郡市祇園2丁目1番地の10
- 3 電話 0942-72-2121

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- 2 医師 1人以上（管理者と兼務）

診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況、病歴及びその置かれている環境等を踏まえ、理学療法士その他の従業者と共同して、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画（以下、「訪問リハビリテーション計画」という。）を作成するとともに、適切なリハビリテーションが行えるよう利用者の健康状態等を把握する。

- 3 作業療法士 1人（常勤1人）

医師と連携して、前号の訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、利用者に対して理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。

- 4 事務職員 1人

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、災害、悪天候等やむを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

- 1 営業日
月曜日～金曜日。ただし、年末年始（12月31日から1月3日）及び祝日は除く。
- 2 営業時間
平日 午前9時から午後12時、午後13時30分から午後16時
- 3 サービス提供時間
平日 午前9時20分から午前10時00分、午前10時10分から午前10時40分、
午前10時50分から午前11時30分、午後13時50分から午後14時30分、
午後14時40分から午後15時20分

(指定訪問リハビリテーションの利用定員)

第6条 本事業所の利用定員は、1日につき 5名とする。

(指定訪問リハビリテーションの内容)

第7条 事業所が行う訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- 1 訪問リハビリテーション計画の作成
- 2 医学的管理下でのリハビリテーション

(指定訪問リハビリテーションの利用料その他の費用)

第8条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。但し、所得に応じその2割の額とする。

- 2 事業所が利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 3 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、サービス及び料金の内容・金額を記載した、領収証書及びサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。
- 4 前項の規定は現物給付、法定代理受領とならない利用料の支払いを受けた場合にも適用する。なお、この場合、利用者又はその家族からの求めがあれば、要介護認定申請等必要な手続きについて説明・助言を行うこととする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、小郡市とその周辺地域を区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。

- 1 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡すること
- 2 事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従うこと
- 3 他のサービス利用者の迷惑となる行動等を慎むこと
- 4 利用者は火気の取り扱いを禁止する。

(非常災害対策)

第 11 条 事業所及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取らなければならない。

2 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておかなければならない。

3 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じ、その被害を最小限にとどめるように努めなければならない。

4 事業者は、消防法に規定される防火管理者を定め、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に従業者に周知するとともに、非常災害に備えるため、年 2 回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第 12 条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行わなければならない。

2 管理者もしくは事業所が定めた従業者は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録しておかなければならない。

(居宅介護支援事業者との連携)

第 13 条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、他の主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

(1) 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合

(2) 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断されるとき

① 第 6 条に定める利用定員を超える場合

② 第 9 条に定める通常の事業の実施地域外の利用者で対応できない場合

③ 利用者が正当な理由がなく従業者の指示に従わないため、サービス提供ができない場合

④ その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合

2 前項第 2 号③及び④の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させるおそれがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第 14 条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第 15 条 事業所及びその従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(苦情処理)

第 16 条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」による。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用を含む）の開催、指針の整備、従業者への研修を実施する。
- 3 事業所は、指定訪問リハビリテーションサービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(ハラスメント対策)

第 18 条 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(介護保険等関連情報)

第 19 条 事業所は、指定訪問リハビリテーションサービスを提供するに当たり、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施するものとする。また実施結果について公表する。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- 2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関係する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。
- 3 第 7 条第 1 項第 1 号の訪問リハビリテーション計画、サービス提供記録（診療記録を含む。以下、同じ。）については、それらを当該利用者に交付する。
- 4 第 7 条第 1 項第 1 号の訪問リハビリテーション計画、及びサービス提供記録、第 12 条第 2 項に規定する事故発生時の記録、第 13 条第 2 項に規定する市町村への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから 5 年間保存する。
- 5 都道府県、及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人協和病院と事業所の管理者との協議によって定めるものとする。

(附 則)

この規程は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

協和病院 訪問リハビリテーション

重要事項説明書

利用しようと考えている指定（介護予防）訪問リハビリテーションについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条の規定に基づき、指定訪問リハビリテーション提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。
本書では「指定訪問リハビリテーション」と「指定介護予防訪問リハビリテーション」を併せて『訪問リハビリテーション』と記載します。

1 指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 協和病院
代表者氏名	理事長 中山 博司
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	福岡県小郡市祇園2丁目1-10 (TEL: 0942-72-2121 FAX: 0942-73-0627)
法人設立年月日	平成13年1月1日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人 協和病院
介護保険指定 事業者番号	4012619286号 (平成27年11月1日指定)
事業所所在地	福岡県小郡市祇園2丁目1-10
連絡先 相談担当者名	TEL: 0942-72-2121 FAX: 0942-73-0627 田中 五郎・金谷 紗耶子
事業所の通常の 事業の実施地域	小郡市
利用定員	5名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護（要支援）状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法等のその他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復、生活機能の維持又は向上を図ることを目的とします。
-------	---

運 営 の 方 針	①利用者の要介護（要支援）状態の軽減、もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するようにその目標を設定し、計画的に行います。 ②事業者自ら提供するリハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図ります。 ③事業の提供にあたっては、医師の指示及び医師、従事者が共同して利用者の心身の状況、希望、環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復をはかり、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行います。 ④事業の提供にあたっては懇切丁寧におこなうことを旨とし、利用者またはその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について理解されやすいように指導または説明を行います。 ⑤事業の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。 ⑥事業の提供は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供します。
-----------	---

(3) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日～金曜日 ※祝祭日を除く
サービス提供時間	9：20～10：00、10：10～10：40、10：50～11：30 13：50～14：30、14：40～15：20

(4) 事業所の職員体制

管 理 者	田中 五郎
-------	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者へ訪問リハビリテーション計画を交付します。	常 勤 1 名
医師	利用者の健康管理や療養上の指導を行います。	常 勤 1 名

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	1 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 2 訪問リハビリテーションの実施状況の把握及び訪問リハビリテーション計画の変更を行います。 3 訪問リハビリテーション計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図る必要なリハビリテーションを行います。	常 勤 1 名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 1 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を利用者にご負担いただく場合 |
|---|

の2種類があります。

当事業所の提供するサービスについては、利用料金の大部分（通常9割 ※条件により一部8割の場合があります）が介護保険から給付されます。

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問リハビリテーション計画の作成、リハビリテーションの提供	1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問リハビリテーション計画を作成します。 2 訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 訪問リハビリテーション計画の内容について、利用者の同意を得たときは、訪問リハビリテーション計画書を利用者に交付します。 4 計画に基づいて適切なリハビリテーションを提供します。 5 それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。

(2) 訪問リハビリテーション従業者の禁止行為

訪問リハビリテーション従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員が行う診療の補助行為を除く。）

- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護（要支援）度に応じて異なります。）

<訪問リハビリテーション>

※利用者負担額 1 割の場合。

区分	基本単位 (1 回あたり)	利用料金 (1 回あたり)	利用者負担額	
			1 回あたり	1 月あたり (24 回)
訪問リハビリテーション ※1 回 20 分以上・週 6 回以内が限度	308 単位	3,080 円	308 円	7,392 円

当事業所では下記 3 点の加算算定条件を満たしており、上記利用料金に下記加算が算定されます。

- ①当事業所では、利用者に対し医師・理学療法士その他職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理しており下記加算を算定しております。

1.リハビリテーションマネジメント加算	(イ) 1,800 円	1 月につき
医師による説明	上記(イ)+2,700 円	
2.自己負担(1 割/2 割)	(イ) 180/360 円	
医師による説明	上記(イ) +270/540 円	

- ②当事業所では、医師又は医師の指示を受けた理学療法士が利用者に対して、その退所日又は認定日から起算して 3 月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行っており下記加算を算定しております。

1.短期集中個別リハビリテーション実施加算	2,000 円	1 日につき
2.自己負担	1 割負担 200 円	
	2 割負担 400 円	

- ③当事業所では、理学療法士、作業療法士のうち、勤続年数 7 年以上の者を配置しており、下記加算を算定しております。

1.サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	60 円	1 回につき
2.自己負担	1 割負担 6 円	
	2 割負担 12 円	

<介護予防訪問リハビリテーション>

※利用者負担額 1 割の場合。

区分	基本単位 (1 回あたり)	利用料金 (1 回あたり)	利用者負担額	
			1 回あたり	1 月あたり (24 回)
介護予防訪問リハビリテーション ※1 回 20 分以上・週 6 回以内が限度	298 単位	2,980 円	298 円	7,152 円

当事業所では下記 2 点の加算算定条件を満たしており、上記利用料金に下記加算が算定されます。

- ①当事業所では、医師又は医師の指示を受けた理学療法士が利用者に対して、その退所日又は認定日から起算して 3 月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行っており下記加算を算定しております。

1.短期集中個別リハビリテーション実施加算	2,000 円	1 日につき
2.自己負担	1 割負担 200 円	
	2 割負担 400 円	

- ②当事業所では、理学療法士、作業療法士のうち、勤続年数 7 年以上の者を配置しており、下記加算を算定しております。

1.サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	60 円	1 回につき
2.自己負担	1 割負担 6 円	
	2 割負担 12 円	

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

4 日常生活上必要となる諸費用実費について

日常生活上必要となる諸費用実費について	日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。
---------------------	--

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者へお渡し又は郵送します。
--	---

② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。）
--	--

※ 指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護（要支援）認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護（要支援）認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護（要支援）認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問リハビリテーション計画」を作成します。なお、作成した「訪問リハビリテーション計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問リハビリテーション計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問リハビリテーション計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問リハビリテーション従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます（別紙あり）。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 田中 五郎
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者家族等に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
--------------------------	---

② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませ ん。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書 で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家 族の個人情報を用いませ ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれ る記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）につ いては、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の 際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じて その内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、 追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行 い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものと します。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者 の負担となります。）
---------------	--

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治
の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも
連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する、訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、
利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講
じます。

12 心身の状況の把握

訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担
当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス
又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 訪問リハビリテーションの提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまた
は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問リハビリテーシ
ョン計画」の写しを利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容
を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 訪問リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録
はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求
することができます。

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

※災害対策に関する担当者（防火管理者）：管理者 田中 五郎

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施回数：（毎年 2 回）

16 衛生管理等

- ① 訪問リハビリテーションの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 訪問リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情があった場合は、直ちに相談担当者が本人または家族に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに担当の職員からも事情を確認します。
- ② 苦情内容については管理者に報告するとともに、相談担当が必要であると判断した場合には、事業所の職員全員で検討会議を行います。
- ③ 検討の結果等を踏まえて、速やかに具体的な対応を行います。
- ④ 記録を台帳に保管し、再発防止と今後の改善に役立てます。

(2) 苦情申立の窓口

・当事業所

協和病院 訪問リハビリテーション	所在地	小郡市祇園 2 丁目 1-10
	電話番号	0942-72-2121
	受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 ※祝祭日を除く
	担当者	田中 五郎・金谷 紗耶子

・行政機関

福岡県	所在地	福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号
国民健康保険団体連合会	電話番号	092-642-7859
介護保険課介護サービス相談窓口	受付時間	9:00～17:00

又、苦情受け付けボックスを外来待合室等に設置しています。

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	福岡県小都市祇園 2 丁目 1 - 1 0
	法人名	医療法人 協和病院
	代表者名	理事長 中山 博司 印
	事業所名	医療法人 協和病院
	説明者氏名	印

以上内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

家族代表者	住所	
	氏名	印

※利用者代理人を選任した場合

代理人	住所	
	氏名	印

訪問リハビリテーション事業所利用料金表

1 厚生労働大臣の定める基準によるもの（単位数）

① 訪問リハビリテーション費

（1日2単位あたり）

所要時間	基本単位	1日2単位実施した場合	計 (単位数)	利用者 負担額 (円)	利用者 負担額 (円) 2割負担の場 合
1回20分以上 週6回以内	308	616	616	616	1,232

利用料金は上表の単位数に1単位あたりの単価10円を乗じて算定し、利用者負担はその1割の額となります。

※上表の加算以外に下表の加算・減算が加わる場合があります。

加算種類	内 容	加算単位
リハビリテーションマネジメント (1月あたり)	イ) 医師が説明した場合	180 上記+270
短期集中個別リハビリテーション実施 (1日あたり)		200
サービス提供体制強化加算 (I) (1回あたり)		6

② 介護予防訪問リハビリテーション費

（1日2単位あたり）

所要時間	基本単位	1日2単位実施した場合	計 (単位数)	利用者 負担額 (円)	利用者 負担額 (円) 2割負担の場 合
1回20分以上 週6回以内	298	596	596	596	1,192

利用料金は上表の単位数に1単位あたりの単価10円を乗じて算定し、利用者負担はその1割の額となります。

※上表の加算以外に下表の加算・減算が加わる場合があります。

加算種類	内 容	加算単位
短期集中個別リハビリテーション実施 (1日あたり)		200
サービス提供体制強化加算 (I) (1回あたり)		6